

# RSPO 共有責任 タスクフォース

共有責任の要求事項と実施

2019年10月31日RSPO理事会により承認



## 目次

1. 背景.....	3
共有責任のリスク.....	4
2. 方法論.....	4
3. 本書の読み方.....	5
4. 範囲：SRの適用対象.....	6
5. 共有責任の定義.....	7
これは各会員への期待という点で何を意味するか.....	7
持続可能性のリーダーシップ.....	8
取り入れの誘導.....	9
6. システムの強化と改良.....	11
7. 検証（第三者保証）.....	14
8. 資金手当て.....	16
9. 奨励策と制裁.....	17
奨励策の概要.....	17
制裁.....	19
10. 全ての会員に共通する定義.....	20
11. 今後のステップ.....	21
今後のステップの概要.....	21
手引きの策定.....	22
SR実施のレビュー.....	22
付属文書1－共有責任の要求事項の詳細（全部）.....	23
付属文書2－実施予定表.....	34
付属文書3：会員の役割.....	36

## 1. 背景

全てのRSPO会員は個々に責任を負っており、RSPO会員行動規範（3.2条）により「**持続可能なパーム油が標準となるよう市場を変革する**」というビジョンを支持することを誓約しています。RSPOは、共通のビジョン、調整、ソートリーダーシップ（thought leadership）、変容の触媒者としての行動を通じ、セクターの変革を主導する役割を担っています。

RSPOのセオリー・オブ・チェンジ（ToC）は、会員、パートナー、その他当事者の支持と共に、ToCの主要戦略とRSPOが実施する活動によりRSPOがどのようにこのビジョンを達成するかを示すロードマップです。

RSPOの変容プロセスの特徴は、「動員する、行動する、変革する」を進めることです。これはRSPO ToCの基幹であり、**共有責任（SR）**と結果に対する**説明責任**という概念によって支えられています。

**誓約（コミットメント）**：全てのRSPO会員は、市場の変革に寄与することを誓約します。

**協働**：協力し合う必要性を認識し、それを実現します。市場の変革は協働なしには実現できません。

**説明責任**：誓約は、インパクトのための共有責任をもって果たされるべきものです。パートナーと全ての会員には、市場の変革のために積極的に参加し共に取り組むこと、相互の合意の下に結果に対する説明責任を負うことが期待されています。

RSPOは目覚ましい成長を遂げており、世界のパーム油生産量の約20%はRSPO認証を受けています。規模と持続可能性の拡大を達成するには、共有責任と説明責任をもって共に活動することへの誓約が**早急に**求められています。ToCの主な前提は、短・中期的な市場介入（供給と需要のマッチングなど）が必要であること、さらにバイヤーが自らの誓約を実行し、持続可能な方法で生産されたパーム油を確実に買い上げる責任を果たすことです。

共有責任の概念は、会員間での長年にわたる議論の末に合意されたものです。「原則と基準」（P&C）は持続可能なパーム油の生産に適用されますが、全会員に適用される「RSPO会員行動規範」第3.2条は次のように求めています：「3.2条 P&C が直接適用されない会員は、自組織に適した同様の規格を実施するものとします。この同様の規格は、P&C に規定された水準を下回ってはなりません」。第九回総会では決議6Dでこの点を繰り返し、「『原則と基準』の多くの要素は、業種、地理、規模にかかわらず、あらゆる種類の責任ある組織に適用されることに留意する」よう強調されました。

2012年の第八回総会では、正会員による貢献への期待に対する明確な指針の設定、制裁規定（決議6m）など、共有責任の実施を妨げる複数の障壁が認識されました。2019年3月に、共有責任とは何かをより明確に定義し、説明責任に関する勧告を作成する共有責任タスクフォース（SRTF）が結成されました。

SRTFの全体的な目標は、非生産者の各会員区分について、以下の限定的な報告指標を作成することでした：

- ・ 非生産者RSPO会員全般において顕著な問題についての情報提供に適切かつ有意義である
- ・ P&Cにおいて規定された基準を下回らない（「RSPO会員行動規範」第3.2条）
- ・ 実施方法および奨励策と制裁に関する初期案が含まれている

持続可能なパーム油を標準にするという上記の成果を達成し、ひいては現場に実質的なインパクトをもたらすために結集して援助するだけでなく、情報提供の側面も強調すべきです。共有責任に関わるデー

タを体系的な方法で収集・分析し、適切に提示することで、RSPOとその会員は、これまでの歩みをストーリーとして語る事ができ、それは変容を推進する上で強力なツールになりえます。

### 共有責任のリスク

- SRのプロセスや、他者が行っていること（あるいは行っていないこと）に対し、あらゆる利害関係者の関心が集まる
- RSPOにとってのハイリスク：信頼できるSR要求事項と会員維持のバランスを取る
- 同等性と実行可能性のバランスを取る。例えば、既存のシステムへの負担など
- 制裁を受けたサプライチェーン当事者がCSPOの取引を禁じられた場合、制裁が生産者にとって裏目に出る可能性がある
- 会員、特に比較的新しい会員や規模の小さい会員は、SR要求事項を負担と捉えて入会をやめたり離脱したりする可能性がある
- 一部の要求事項がサプライチェーン当事者に受け入れられないおそれがある

## 2. 方法論

以下の文書は、P&C見直しタスクフォース2018の再編サブグループによる初期の考察、既存のRSPOシステム（現行および計画）の検討、組織文書、RSPO事務局の対面ワークショップ、全セクターの利害関係者を対象とした面談・調査75件、SRTFの電話会議3件、SRTFの対面ワークショップ1回を基にしたSRTFの合意事項と勧告の概略を示すものです。これは、2019年6月12日から2019年7月11日にかけて行われた意見聴取勧告の基礎となりました。

この意見聴取には、1件のオンライン調査と、ユトレヒト（オランダ）とシカゴ（米国）での2件の実地意見聴取ワークショップが含まれています。意見聴取期間中に、50名近くの個人から、数件のグループコメントを含む31件のコメントが寄せられました。中でもサプライチェーン当事者の割合が高く、本件がサプライチェーン当事者に直接影響を及ぼすことを考えると、これは意外なことではありません。意見聴取に対するコメントを分析、協議し、その後の編集について2回の追加SRTF電話会議でSRTFによる合意を得た上で、実施機構（HOW）、奨励策、制裁を含め、誰（WHO）に何（WHAT）を求めべきかについて理事会へのSRTF勧告がまとめられました。SRTF会議については全ての会員区分にわたり100%の参加がありましたが、環境NGOと社会NGOについては1回ずつ欠席がありました（ただし、会議の前後に意見表明がされています）。

SRTFへの委任事項（ToR）を完成させた後、文書は承認を得るためRSPO理事会（BoG）に提出されました。RSPO理事会は、ToRが完成し、記述された全ての参加およびプロセスの要求事項が満たされると認めたものの、主に文書の内容について複数の追加意見を述べ、さらに追加の意見聴取を要請しました。これは、SRTFが適切に分析、議論、処理した、6月と7月の意見聴取において寄せられた意見により、元の文書から大幅な変更があったと理事会がみなしたためです。

理事会の意見が分析され、必要に応じ、レビューと初期フィードバックのための第一次草案として本文書への変更がSRTFから提案されました。合意された意見と変更は第二次草案に反映され、SRTF電話会議で理事会の意見と懸案事項についてさらに議論した上で、次なる意見聴取用の草案としてまとめられました。この2度目の意見聴取は10月3日から16日まで実施されました。寄せられた全てのコメントは整理・分析を経てSRTFにより議論され、この「SRTF共有責任の要求事項と実施」最終版が完成しました。

背景とプロセスの詳細については、[RSPOウェブサイトのSRTF](#)のページを参照してください。

### 3. 本書の読み方

SRTFへの委任事項により、SRTFは本書において「全ての選択されたRSPO会員に適用される手続きの定義：いつ、どのような形式で、何を、どのように報告するか」を策定し、「さらに、奨励策と制裁に関する仕組みも勧告されるべきである」としました。

具体的には、SRTFは共有責任の要求事項（付属文書1を参照）、および各要求事項についての報告方法（加盟申請によるのか、年次進捗報告（ACOP）によるのかなど）を策定しました。これに関連して、SRTFはさらに本書において、この報告を最大限に効率的で有意義なものにするために必要なシステムの強化・改良点を略述しました（「実施のためのシステム強化」と「検証」のセクションを参照）。

また、SRTFは初年度の実施の一環として、追加の意見聴取も含めて今後さらに議論を進めるべき奨励策と制裁について、いくつかの意見を示しています。

ToR	詳細	文書内の対応セクション	セクションのステータス	今後のステップ
何を、どのように報告するか	共有責任の要求事項	4. 範囲：SRの適用対象 5. 定義された共有責任 8. 定義 付属文書1	SRTFにより完了	初年度に実施
いつ、どのような形式で	各要求事項の報告方法（加盟申請によるのか、ACOPによるのかなど）	付属文書1の「収集方法」欄 6. 実施のためのシステム強化 7. 検証	SRTFにより完了	初年度に実施
	必要とされる連動システムの強化	6. 実施のためのシステム強化 7. 検証	SRTFにより完了	初年度に実施
	次の実施ステップ	11. 今後のステップ	SRTFにより完了	初年度に実施
資金手当てに関する意見		8. 資金手当て	SRTFは追加資金手当ての必要性について合意し、主な意見を要約	資金手当てについては、追加の意見聴取を含め、初年度に策定完了予定
奨励策と制裁の仕組みの勧告		9. 奨励策と制裁	SRTFは奨励策と制裁の必要性について合意し、SRTFのプロセスから主な意見を要約	奨励策と制裁の仕組みについては、追加の意見聴取を含め、初年度に策定完了予定

#### 4. 範囲：SRの適用対象

SR要求事項が意味を持ち、実施可能であるためには、それらが誰と何に適用されるかを理解することが重要です。

##### 範囲：会員区分

SRTFの対象は正会員、特に環境NGO（ENGO）、社会NGO（SNGO）、銀行と投資家、小売業者、消費財製造業者（CGM）、加工業者とトレーダー（P&T）です。

サプライチェーン準会員、賛助会員、トレーダーまたは流通業者のライセンスのみの保有者は、広い会員区分ではありますが、特に認証された持続可能なパーム油（CSPO）の導入を促進するという観点から、当面はSRに関して最優先とは見なされていません。賛助会員については、様々な組織のタイプを分析してSRにとっての役割を決定することが、レバレッジポイントを決定するために必要となります。

現在P&C認証を受けておらず、今後の認証取得に向け取り組んでいる生産者や、期限を定めて計画を実行する新たな取り組みは、SRへの対応としては十分と考えられています。独立系小規模自作農（ISH）も、SR開発の現段階では対象となっていません。RSPOは現在ISHに関する新基準を作成しており、その中で同じ主要テーマを扱う予定です。

したがって、この最初の文書における共有責任の要求事項は、次の正会員区分にのみ適用するよう提案されます：環境NGO、社会NGO、銀行と投資家、小売業者、CGM、加工業者とトレーダー。

##### 範囲：規模

またSRTFは、小規模な組織（サプライチェーン内部であれ、あるいは小規模NGOであれ）は、ISHを大規模農園会社と比較した場合と同様に制限された状況にあり、したがって規模と関連性に応じてISHと同様に扱う必要がある（縮小版または別のSR要求事項に基づき報告義務を負う）ものと了解していません。SRは包摂的でなければならず、過度の管理上の負担を強いるべきではありません。

SRシステムが複雑になりすぎる可能性のある中小企業（SME）や小規模団体に関しては、様々なセクター・国にわたって、何をもち「小規模」とするかを判断するのは難しいと認識しています。SMEの限界によらず、SR要求事項はSMEと小規模団体の場合も例外なく同じとし、組織の規模や種類による具体的な課題については、初年度のレビューの中で分析することで合意しました。

一年の経過後、実施について見直すことが推奨されます。特にSMEと小規模団体については、大規模な団体をモデルとして手引きを作成する必要があります。SR要求事項の実施には支援が必要な場合があり、SRの資金手当てにおいて考慮する必要があります。

##### 範囲：活動－パーム油 対 全活動

SR要求事項の範囲は、P&Cや生産者と同様、パーム油関連の活動に限定されます。これにより関連性と適用可能性が保証され、限られたパーム油事業のみを行う組織にとって阻害要因とはなりません。SRTFは、最低限として、要求事項はパーム油関連活動に適用することで合意しました。組織の全ての活動を包含したSR要求事項を満たすシステムを既に導入している場合は、当然認められます。会員の組織レベ

ルでSR要求事項に対応するシステムが何もない場合、最低限、パーム油関連活動に関する何らかのシステムを導入する必要があります。

#### 範囲：グループレベルか事業所レベルか

これは使用される収集方法によります。SRの各要求事項について使用される収集方法の詳細は、「収集方法」という見出しの列に記載されており、これによってデータをグループレベルで収集するか、事業所レベルで収集するかが決まります。

例えば、全ての方針関連の要求事項については、加盟申請において提出されるグループレベルの方針を参照できるものとしますが、CSPO取引量の報告は、サプライチェーン認証（SCC）監査時に照合を受けるPalmTraceデータにより引き続き事業所レベルで収集されます。

## 5. 共有責任の定義

共有責任とは、「**持続可能なパーム油が標準となるよう市場を変革する**」というビジョンを達成するためにRSPOの会員が誓約しなければならない一連の責任を意味します。

会員は、全ての会員区分に共通する**持続可能性の要求事項と義務事項を共有**しています。これらは、業界の変革において積極的にリーダーシップを示し、関係者や資源に影響を与え、それを動員することで変革の触媒になるというP&Cの本質的価値を反映しています。

義務事項は共有するものの、具体的な**要求事項は**、持続可能なパーム油を標準にするための各会員区分固有の役割を反映し、会員区分によって**異なる場合があります**。これには、サプライチェーンに持続可能なパーム油を採用し使用することや、自らが直接影響を与えられる人々に持続可能なパーム油を奨励し提唱することなどが含まれます。

#### これは各会員への期待という点で何を意味するか

どの会員についても全く変わらない共有要求事項もあれば、共有の結果に関する要求事項でも会員区分によって異なる活動を求めるものもあります。また、該当する要求事項の性質上、一部の会員には全く当てはまらない要求事項もあります（例として、CSPOの購入はサプライチェーン当事者のみが行うことができ、NGOや銀行のメンバーには当てはまりません）。

## 持続可能なパーム油を標準にするための共有責任

 **RSPO事務局と理事会は包括的なリーダーシップを提供**

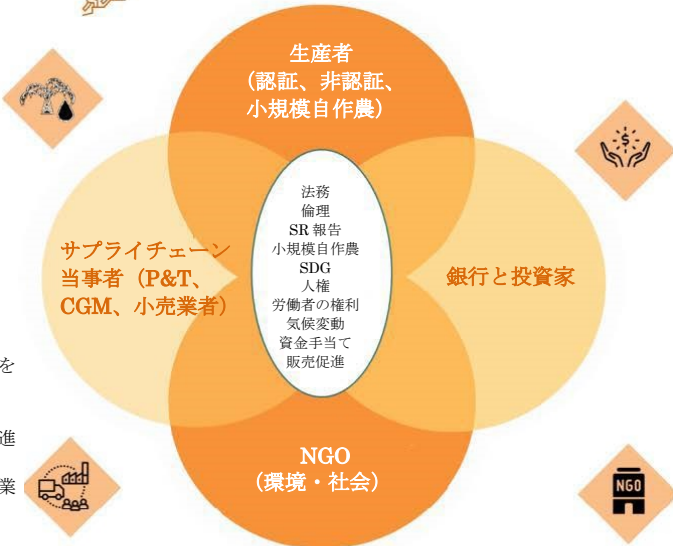
様々な貢献の例\*

### 生産者\*

- ▶ RSPO 認証を**継続し**、認証率100%を目指す
- ▶ 制度内の小規模自作農の100%が認証されるよう**支援する**
- ▶ 透明性、トレーサビリティ、最終的には認証を目指す独立小規模自作農に努力を**向かわせる**

### サプライチェーン当事者\*

- ▶ CSPO を**購入・使用する**
- ▶ CSPO を使用する商標付き商品**を促進する**
- ▶ 投資を**促進する**
- ▶ 持続可能なパーム油の方針を**推進する**
- ▶ 持続可能なパーム油について同業者を**教育する**
- ▶ 小規模自作農の包摂を**支援する**
- ▶ 持続可能なランドスケープ/ジュリスディクションに**取り組む**



### 銀行と投資家\*

- ▶ 正しい行動に対し奨励策とツールを**提供する**
- ▶ 持続可能なパーム油の方針を**推進する**
- ▶ 規制当局や政府と共に**働きかける**
- ▶ 持続可能なパーム油について同業者を**教育する**

### NGO (社会・環境)\*

- ▶ **分析と調査**
- ▶ 効果的な支援と研修について**助言する**
- ▶ 実施状況を**監視する**
- ▶ 消費者の意識を**高める**
- ▶ 小規模自作農の包摂を**支援する**
- ▶ 政府に**働きかける**
- ▶ ジュリスディクションに**取り組む**
- ▶ 直接影響を受けるコミュニティと共に**働く**
- ▶ 持続可能なパーム油について同業者を**教育する**

アイコンは NounProject 提供のものをクリエイティブ・コモンズ・ライセンスに基づき使用

## 持続可能性のリーダーシップ

SRTFは、RSPOの全会員が持続可能性のリーダーシップを示すことがSRの重要な要素であるという点でも意見が一致しており、これについて共同で調整して報告することを認める要求事項が提案されています。

全ての会員に共通する持続可能性の要求事項は、P&Cの本質的価値を反映するだけでなく、実施された場合、RSPOとその会員はセクターの変革において積極的にリーダーシップを示し、関係者や資源に影響を与えてこれらを動員し、変容の触媒になることができます。

パーム油のサプライチェーンにおいては会員区分ごとに異なる役割を果たしており、それぞれが関与する活動に応じて、より広範囲にセクター環境を整備します。このためSRTFは、**持続可能なパーム油を標準にする**ことにしても、それぞれが独自の役割を担うものと認識しています。

共有責任の全体的なビジョンは、持続可能なパーム油の栽培と使用を強化するため、全ての会員区分がそれぞれの役割（付属文書3を参照）に従って責任を負うというものです。中でも共有責任の基準に含まれる項目は、共通の原則と方針を遵守する義務、小規模農家がより持続可能なアブラヤシの栽培と市場とのつながりを達成できるようにする支援、研修と意識向上、様々な市場やターゲットグループにおけるコミュニケーション、RSPOおよびその委員会のための技術・人的支援、認証パーム油製品の受け入れ拡大などです。

その他の**要求事項と義務事項**は、各会員区分固有の役割を反映し、会員区分によって異なります。これには、サプライチェーンに持続可能なパーム油を組み入れて使用することや、自らが直接影響を与える人々に持続可能なパーム油を宣伝・推奨することに関する具体的なポイントが含まれます。

例えば、パーム油のサプライチェーンに関わっていてパーム油を購入する会員は、RSPO CSPOの購入量



や関連する期限付き計画を報告するよう求められますが、NGOや銀行のように直接パーム油を購入しない会員は、各セクターに適した手段によってRSPO CSPOの利用を促進するよう求められます。要求事項には複数の会員区分（例：環境NGOと社会NGO、CGMと小売業者など）で類似または同一のものもあり、特定のテーマに関しては全ての会員区分に適用される要求事項もありますが、それらが規定する行動は、区分によって異なる場合があります。

## 取り入れの誘導

SRTFの検討プロセスでは、**量と取り入れ**がRSPOのビジョン達成のための優先項目と見られてきました。SRTFは8か月間のプロセスにわたり、特に市場の利用可能性、小規模自作農、物理的サプライチェーンの欠落、需要の欠落の点で会員が直面する挑戦課題について議論と討議を重ねてきました。さらにSRTFは、クレジットの役割について、完全な物理的調達に向けた移行ツールという当初の付託（2012年総会の決議6d）を考慮しつつ議論しました。これらの問題、挑戦課題、市場の変化、ツールを踏まえつつ、SRの活用によるインパクトの推進に注目し、SRTFは以下について合意しました：

### 現物とクレジット

- RSPOのビジョンを達成するには、CSPO現物が望ましい結果であることに変わりはない。
- 市場ではクレジットは今後も常に重要な役割を果たし、特定の戦略について（SHとJAクレジットなど）、または現物製品の市場のサプライチェーンが開発途上にある場合に受け入れられる。
- RSPO理事会は、共有責任の実施初年度中にクレジットの継続使用に関する意見表明書を作成することを誓約し、その後は必要であれば初年度終了時のSR見直しでこの点を改訂する。

### 期限付き計画

RSPO認証パーム油製品の拡大に向けた期限付き計画（TBP）は、高い取り入れ目標をもって実施されます。

---

### 量的目標に関するプロセスと根拠

SRTFは、取り入れを推進し市場に変革を起こすために、サプライチェーン当事者の量的要求事項に取り入れ目標の前年比率を含めることで合意しました。個々の会員によって出発点が異なるため、この方法は特定の数字を課すのではなく、継続的な改善を会員に励ますものとなります。

新しい市場データへの反応として出された理事会の戦略上の懸念と、第2回意見聴取中に寄せられた量とクレジットに関する様々なコメントに基づき、RSPO事務局はデータ主導の市場ベースシナリオを開発すべく、需給分析を行いました。RSPO事務局のデータサイエンティストは、第三社保証機関からの現物取引量の既存需給データ及び文書上の仮定に基づき、悲観的／現実的／楽観的という潜在的シナリオを投影した需給モデルを作成しました。

### 市場に基づく需給モデルの使用

このモデルは、2018年の第三者保証データに加え、2019年の9月までの実績データと第4四半期の推定データ、2018年の年次進捗報告（ACOP）データに基づいています。

このモデルは以下を前提条件としています：

- 2019年に取引量が増えた現行の認証会員はわずかに増加
- 栽培面積ではなく地域別の実際の生産高に基づきモデル化

- P&C 2018の開始により2020年の供給が減少
- 会員統計の変化（新規会員数／退会数／世界の減速市場に対する調整）
- 需要の数値はACOP 2018（会員の報告による実績）による

### 認証量に基づく需給モデル

これらの取引量は、RSPOでこれまで使用されていた潜在的**認証量**の合計に基づいています。これに基づき、加工業者とトレーダー（P&T）について、以下の範囲で供給と需要のバランスを取るための初年度の目標増加率が提案されました：

- 悲観的シナリオで7%増
- 現実的シナリオで11%増
- 楽観的シナリオで16%増

### 実績量に基づく需給モデル

複数人のP&T利害関係者からSRTFに対し、モデルについて検討するよう提案がありました。これには数種類の想定が組み込まれています。具体的には、このアプローチでは過去に理事会に提出された監査報告分析データに基づき推定された**実績量**を使用しています。この実績量のアプローチを取り、2017年11月下旬から2018年11月下旬までに収集された第三者保証データを使って新たにモデリングを行いました。これによると、実績生産量は約20%低くなりました。しかし、これは一年限りのデータに基づいたものであり、生産量はその他の市場要因によっても左右されるため、これを歴史的傾向と想定することはできません。この期間は供給過剰と価格低迷の時期と重なり、これが生産量に影響を与えた可能性もあります。このような供給減少に基づく範囲では、P&Tの需要バランス目標は以下のように低くなります：

- 悲観的シナリオで4%増
- 現実的シナリオで8%増
- 楽観的シナリオで11%増

P&Tからの提案には、認証と実績（22%と20%）の差をより低く割り引くこと、2018年に実際に報告された595万トンというACOPデータ（二重計算を最小化するため調整済み）に対し比率に基づき現物量をはるかに低く見積もること（530万トン）など、複数の想定が含まれていました。P&Tの提案は、自分たちの計算に基づき、現在通常品として取引されている推定生産量のうち160万トンを引き受けるというものです。

これにより、RSPO事務局の市場ベースモデルに160万トンの目標量をあてはめると、P&Tの取り入れは2.3%増となります。P&Tは1.8%を取り入れ目標値として提案しているため、SRTFは初年度のP&Tの取り入れ目標を2%とすることで全会一致しました。

意見聴取では、実際にRSPO認証を促進するには需要拡大が必要であることに圧倒的な同意が得られたため、上記と同様のモデル化アプローチをその他の下流当事者にも適用しました。CGMの需要バランスは約20～40%、小売業者は約15～25%で計算されました。SRTFは、CGMと小売業者の初年度目標を15%とすることで合意しました。

SRTFは、シナリオによるモデル化には多数の要因や仮定があることを認識しており、初年度目標のみを設定することで合意しました。二年目以降の目標は、RSPO事務局が作成し理事会が承認する年間予測モデルに基づいて決定される予定です。重要なのは、目標設定には、明確な参照データポイント、すなわち変動の大きい市場の想定ではなく会員からのACOPデータが必要ということです。

各会員区分に対する全要求事項の一覧と内容については、付属文書1を参照してください。

## 6. システムの強化と改良

### 鍵となる前提条件：

SRTFのシステム強化・改良勧告には、以下のようないくつかの鍵となる前提条件があります：

- ✓ SRプロセスによる合理化や改良を含めた既存のRSPOシステムのでこ入れ
- ✓ 既存の外部システムのでこ入れ
- ✓ システムの統合 — 具体的には、加盟申請、ACOP、PalmTraceのデータ [SRTFは、報告期間の違いや事業所レベルとグループレベルの報告の違いに伴う挑戦課題を認識しており、これについてはシステム統合の過程で対処する必要があります。]
- ✓ 全会員の正確な情報の報告義務
- ✓ データ品質の確認を含む既存の仕組みの実施
- ✓ 報告の透明性

### RSPOシステムのSR報告のための使用：

SR要求事項の大半は、現行のRSPOシステムにすでに反映されていますが、使命（およびインパクト）や共有責任への貢献を理解するにあたり、システムの利用を限られたものにしてしまういくつかの問題点があります：

- データが有意義なレベルで提供されていない
- データが不完全（未入力または不正確）
- データが未検証または検証不可能
- データの提出が強制されていない

SRTFは、上記の欠点に対処することを条件として、SR要求事項を既存のシステムに実装することを提案します。これには、RSPOシステムの信頼性と有効性を保証するため、システムの改修と連携への追加投資が必要となります。対応する「資金手当て」に関するSR要求事項を参照してください。



**加盟申請** — 全会員の自己報告。新規加盟への障壁とならないようにするため、加盟申請の段階では、「持続可能なパーム油の方針」が唯一のSR要求事項です。方針など一般的に年によって変わらないその他のSR要求事項は、参考のため、そしてSR要求事項について透明性を保つために、加盟申請において記載する必要があります。最初のACOPで最新の証拠を提出する必要があり、その後、RSPO事務局が検証します。注：既存のRSPO会員は、RSPO事務局が作成するテンプレート質問票によって対応する要素を一回のみ提出するよう求められ、さらにSR実施初年度にそれを裏付ける証拠の提出が求められます。



**ACOP** — 全会員の自己報告。年によって変化するSR要求事項（具体的には資金の拠出、取引量、期限付き計画）の年次報告は、ACOPで行う必要があります。方針に関する現行の質問は、過去に提示された方針の更新に関するものに限られることになります。

- ACOPは**全会員に義務付けられ**、独立機関により**検証され\***、奨励策や不遵守を伴います（「奨励策と制裁」のセクションを参照）。
- 期限付き計画に関する報告が義務付けられます。
- ACOPの報告は標準化・簡素化し、会員プロフィール上で自由にアクセス・閲覧可能とされるべきです。

付属文書1に掲載されるSR要求事項は、SR実施初年度のACOPに組み込まれます。

\* データの検証については、初年度に明確な手引きを作成します（誰が、何を、どのように行う／行わないか）



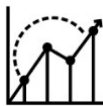
**サプライチェーン認証規格（SCCS）** — 認証取得が可能なサプライチェーン当事者が対象 — 以下に特定するSR要求事項のサブセットをSCC監査に統合し、加盟申請情報を組み込み、ACOP報告と認証審査機関（CAB）の連携を取る必要があります。SCCのプロセスにある場合、生産者の数値指標報告（P&C 2018）と同様に、会員がACOPを通じて提出したSRデータは監査中にCABにより確認されます。まだSCCのプロセスにない当事者の場合、報告はACOPを通じて行われ、独立機関により検証され\*ます。

このSR要求事項のサブセットによる報告を検証するためのSCCS監査の使用については、RSPO SCCS認証システム文書の改訂版に説明が入ることになります。

\* データの検証については、初年度に明確な手引きを作成します（誰が、何を、どのように行う／行わないか）



**PalmTrace** — SCCプロセスにある、認証取得が可能なサプライチェーン当事者が対象 — 取引量と対応する期限付き計画の実施状況の監視。初年度にPalmTraceをACOPと連結。



**その他の企業報告／CSRの仕組み** — SR実施コストを抑制する手段として、SRTFは、第三者検証を利用する既存の対外報告の仕組みを比較評価することを推奨します。このような仕組みは透明性も検証方法も多様であるため、SRはRSPOシステム内の報告を維持することが望ましいとされました。

### 既存の外部システムの有効利用：

重複や会員の負担を避けるため、既存の説明責任と報告の仕組みを有効利用します。これには以下のものが含まれます：

- ✓ その他セクター固有の報告の仕組みを検討。実施を簡素化し、労力の重複を避けるため、SR実施初年度に同等性について評価する。
- ✓ 操業している国の規制について検討。
- ✓ 実施と監査／検査の負担軽減とバランスのため、SR要求事項が課せられたRSPO会員が使用するセクター共通の基準を、同等性の観点からSR初年度に比較分析する。

#### 比較評価（ベンチマーキング）：

認証監査であれ外部の比較評価プラットフォームであれ、第三者検証を内包する正式な比較評価の仕組みを伴うことで、対外報告はSR要求事項の一部または全部を満たすものとして「認めうる」ことが合意されました。このような例は、持続可能な農業イニシアティブ（SAI）などの他の農業イニシアティブに存在します。SRTFは、理事会による本文書の承認とRSPO事務局の比較評価担当窓口の設置後、ただちにISEALアライアンスの「ベンチマーキングのためのベストプラクティスガイド」（2019年）に基づく明確な比較評価方法を策定することを提言します。理想としては、RSPOが認可した方法論と比較評価の枠組みを踏まえた外部の承認済み比較評価者、RSPO事務局による比較評価のレビュー、同等性要求事項に適合した比較評価システムの正式な認定がここに含まれるでしょう。第一弾の評価基準点は、SR実施初年度中に策定を完了する必要があります。

---

総論としては、多様なセクターの報告を体系化するために用いられるべき既存の（改良された!）システムが、この共同体にストーリーを語らせ、相互の説明責任を果たさせるものであるというのが、SRTFの一致した意見です。

---

## 7. 検証（第三者保証）

SRTFは、SR要求事項に応じて第三者保証アプローチが異なることについて合意しました。これは、新しいシステムや追加システムを導入すると、RSPOやその会員のコストと管理上の負担が増えてしまうことを懸念したためです。

システムや第三者保証レベルを選択する際の根拠には、以下が含まれます：

1. 一回限りの確認で十分か（方針の存在など）、それとも年次見直しが必要か（CSPO取り入れなど）。
2. SR要求事項はACOPで確認できるか、それとも年次監査が望ましい／必要か。

加盟申請には、SR要求事項の一覧が含まれます。しかし、加盟申請の段階で求められるSR要求事項は「持続可能なパーム油の方針」だけです。最初のACOPで最新の証拠を提出し、その後、RSPO事務局が検証する必要があります。

既存の会員は、SR要求事項実施初年度に一回だけ、ACOPでSR要求事項の証拠を、特に全ての方針に関する要求事項の証拠を提出するよう求められます。これらが完全かどうかはRSPO事務局により確認されます。

ACOPは引き続き自己報告とし、要求事項を満たしている証拠を提出します。

ACOPは、内部に組み込まれた検証、または取引量に対するPalmTraceのような独立機関による検証（いずれか適切かつ有効なもの）で強化する必要があります。個々のACOP報告はRSPOのウェブサイトで公開され、全ての当事者について透明性を確保するとともに、同業者による相互の支援と検証を促進します。

さらにSRTFは、SCCS認証を受けた会員について、SCC監査に以下のSR要求事項を含めて、当該要求事項の報告が正確かつ完全であることを監査人が確認することについて合意しました：

SCC監査中に確認されるSR要求事項の報告
管理文書
持続可能性の実績
労働者の権利に関する方針
取引量
SR実施に関する方針

これは、RSPO事務局が作成し、内部監査報告書に統合されるひな型チェックリストによって行われます。

SCCは検証には利用されますが、データソースとしては使われません。以下のいくつかの理由から、SRは会員のデータ報告に依存するべきです：報告にはACOPを使う一方SCC監査中に監査人がデータの完全性と正確性について検証、SCC規格自体に要求事項を組み込むのではなく用意されたテンプレートを使用。ただし、P&C 2018の3.2.2条と同様、これを反映した要求事項をSCCSに含めることをSRTFは強く推奨します。SCC監査人に現在求められるスキルは、専ら生産・流通・加工過程の管理に重点が置かれており、必ずしも社会監査や環境監査経験は求められていないため、監査人に追加研修が必要となる場合があることに留意してください。

RSPOの全会員は、時間と共に変化する自らの情報にアクセスできますが、CABの監査人が確認できるの

は当該時点を切り取ったものだけです。RSPOの会員にはほぼリアルタイムで情報が得られますが、CABの報告プロセスには時間がかかり、データの集計はさらに遅れることとなります。このためCABは、SCC監査の対象として特定されたSR要求事項については、ACOPから会員報告データを取得し、それを検証すべきで、(P&Cの報告指標のように)逆にすべきではありません。プロセスとシステムの改良により管理上の負担は軽減されるに違いなく、データは能力を高める手法となって、会員とRSPOネットワークに直接的な価値をもたらします。

これらの組織は、独自に内部監査を行う必要があり、この内部監査報告書はCABが検証する重要な文書の一つとなります。初年度は、一貫性を保証しプロセスの価値を高めるため、自己評価チェックリストを作成する必要があります。

量の検証は、ACOP報告とPalmTraceデータの照合と共に行う必要があります。これはRSPO事務局によるビッグデータ検証です。

**SR要求事項は全て義務なので**、検証において不遵守は重大な事態と見なされます。完全かつ正確な報告が行われていれば、要求事項を遵守していると見なされます。情報の欠落や不備への対応には60日間の猶予が与えられます。この間に是正できなければ、「奨励策と制裁」に関する作業の一環として初年度に完成されるはずの仕組みが発動することになります。この仕組みは今後意見聴取の対象となる予定です。

---

*RSPOは引き続きITシステムを改良しますが、SRTFの要求事項と実施は、各種プラットフォームの統合が成功するかどうかにかかっています。*

---

## 8. 資金手当て

**変革のための資金手当て。**SRの有効な実施を保証し、システム改良によってRSPOの信頼性と有効性を高めるため、全ての会員が資金手当てを誓約するという新たな要求事項が提案されています。

SRTFは、この資金手当てに関する詳細は実施初年度に策定され、計画の策定と透明性のため会員が参加することで合意しました。SRTFのプロセスや会議、ワークショップ、意見聴取において利害関係者から複数の意見が提案されました。これらについては以下の囲み記事1に掲載します。

SRTFは、資金手当ては、集団行動による集団的インパクトを支えるための信頼性と包摂性を確保しつつ、SRの目的を支えることに直接結びつくとの見解で一致しています。

### 囲み記事1：資金手当てに関する主な意見

#### SRTFプロセスによる資金手当てに関する鍵となる案（初年度の議論と策定用）

実務的には、このSR拠出により生じたお金は、小規模自作農を持続可能なサプライチェーンに組み込むための支援強化にも利用しうる。これには、RSPO小規模自作農支援基金への拠出、RSPO小規模自作農トレーナーアカデミー奨学金制度、ISH規格を実施するための小規模自作農グループの支援、法律上または登録上の問題を持つ小規模自作農の支援などが含まれる。資金の流れについては、会員のCSPO認証率100%達成に向けた進捗状況を検証するためのビッグデータ活用の加速、PalmTraceとの比較／統合、非生産者のACOP報告のリスクに基づくサンプルの検証（パーム油取引量の検証を含む）など、監査コストやSR要素の検証用プールに入れることが考えられる。

意見聴取からは、変革の資金手当てのための明確な提案または「選択肢のメニュー」を含めることが具体的に提案され、この考えがより強まった。これが、誰の出資により誰が何を行うかという議論の基礎となるべきである。例として、次のような意見が出された。大企業／団体を中心とした会費の引き上げ、CSPO1トン当たりの手数料の引き上げ、CSPOとして購入されなかった原料1トン当たりの賦課金、インパクトやランドスケーププログラムへの積極的な参加と投資。



## 9. 奨励策と制裁

SRTFは、実施初年度に更に奨励策と制裁を策定することで合意しました。

ACOPにおける会員の報告にはある程度の進捗が見られますが、まだ改善の余地はあります。SRの成功は、会員が一貫して全ての関連データを正確に報告するかどうかにかかっています。そこで鍵となる問題は、当事者全員が質の高いSRデータ、すなわち、全ての関連SR要求事項についてもれがなく、正確かつ期限内に提出されたデータを誓約し報告することをどう奨励しうるかです。

SRTFは包摂性が決定的に重要であると強く考えています。また、RSPOシステムの一部たるべき動機付けに重点を置くことが鍵であり、制裁は当事者の前向きな行動を刺激するものであるべきと強く申し上げます。全ての会員区分において、適切な行動を刺激し、不適切な行動を抑制するにはどうすべきでしょうか。

生産者など、P&Cが適用される場合には、規格（ISHの場合はISH規格）を遵守することが実質的にSRを示す手段となります。この場合、

- 認証を受けた事業者への奨励策には、市場へのアクセス、透明性の高い価格、持続可能な生産などが含まれ
- 制裁には、違反、認証取り消し、市場へのアクセス喪失などがあります。

非生産者の会員にとって適切な奨励策と制裁を見だし実施するのは、さらに挑戦的なものとなります。

### 奨励策の概要

以上のことから、SRTFはRSPO会員資格の明確な価値提案を作成することを提案します。この提案の中心にあるのは、「私たちはRSPO」というコミュニティの一員になることです。個々の会員の資源の「クラウドソーシング」とアクセスから成るネットワークの力を活用することが鍵となっていきます。

SRの実施の進展と共に、強化されたアクセス、可視性、ネットワークから各会員への開かれたコミュニケーションにより、RSPO自体がインパクトについて良い話をもっと語れるようになるだけでなく、会員の改善にかかる意図、持続可能性のストーリーそして進歩を伝えられるより幅広い情報の受け手を作り出し、ひいてはより高まったブランドと評判を作り出すことで会員自身のメリットも付け加えることがどう可能か、さらなる作業が行われることとなります。

ここで強調すべき主な長所は以下のとおりです：

- ✓ RSPOの資産をてこ入れする
- ✓ リーダーシップの発揮を称える／強調することによる可視性の向上
- ✓ 組織ごとに持続可能性に向けた道のりの段階が異なることを認め、包摂性を受け入れる
- ✓ SRの成果について一定の進歩を示す限り、成果の低い会員を否定的措置で罰するのではなく、SRの慣行や報告を改善するよう奨励する

ここで強調すべき重要な点は、RSPOとその会員は、SRの報告データを資産として活用し、そこから新たな価値を生み出すことができるという点です。RSPO会員の、集団的・体系的報告を生かして、持続可能なパーム油を標準にすることに向けた集団としてのインパクトを示すことができます。RSPOは、会員が成し遂げた前進についてのストーリーを語ることができ、個々の会員は、こうした努力・取り組みの信頼できる評価基準であるRSPOへの言及により、自身が成した前進についてのストーリーを語るができます。

さらに、継続的な改良に向けてセクター固有の報告や同業との比較評価を行うことは、一層のデータ活

用につながります。

奨励策の全内容は、作成段階で会員に参加してもらい、作成された案に対する意見聴取などを経て、実施初年度の策定を予定しています。

以下の囲み記事2は、SRTFのプロセスと利害関係者（会議、ワークショップ、意見聴取）から得られた主な意見の一部をまとめたものです。これらは決定事項ではなく、奨励策全体と実施初年度に策定される奨励策の仕組みに対する意見として要約されたものです。これらについて、さらに議論、修正、詳細決定が行われる予定です。

### 囲み記事2：奨励策に関する主な意見

#### 奨励策に関するSRTFプロセスからの主な意見（初年度の議論と策定用）

明確な価値を創出するには、以下のような方法があると思われる：

- 「LinkedIn」型のアイデアやリソースを交換するコミュニティ。RSPOはパイプ役にはならないが、プラットフォームを提供する
- バイヤー、出資者、投資家、顧客、生産者、ISHなど、様々なサービスや職種の会員のネットワーク・関係づくり
- 集団の資源（知識、ノウハウ、資金、ガバナンス等）へのアクセスなど、明記された会員特典。

SRTFが特定した具体的な奨励策は、表彰や実績優秀者の紹介など、強力なリーダーシップの認知である。分野を絞った調査研究や小規模自作農プロジェクトへの出資、あるいは調達プロセス変更等、RSPOプロジェクトにSRの実績を組み込むことも考えられる。SRの実績が優れている会員には、RSPO理事会、常任委員会、作業部会、委員会、タスクフォースのポジションへの優先権を与えることも考えられる。

RSPO事務局が、使いやすい進捗表示システムをウェブサイト上に開発し、RSPOの全会員の成果を示す。初年度はSR報告の完全性と適時性に注目する。2年目は、期限付き計画の進捗状況もカバーする。

成果の優れた組織を取り上げる、透明性のあるSR実績の会員「スコアボード」（例として、赤・黄・青、シルバー・ゴールド・プラチナ、5パームなど）を開発し、以下に利用する：

- a. 同類との比較評価
- b. リスク／評判（パートナーシップの選択、投資等）
- c. 全バイヤーの成績表を作成し、CSPO購入の誓約から使用までを図示する。

優れた実績は認知されるべきである。実績とは、(1) 完全な報告、(2) 実施活動において優れた進歩を示すこと（取り入れ率／改善が進んでいると見なされる）が考えられる。会員区分が多様で、それぞれの出発点や市場も多岐にわたるため、実績は必ずしも絶対的基準で計れないことに留意し、達成した変化や克服した課題を認知することが重要である。例えば、取り入れ状況を測定することは簡単だが、ポーランドでCSPOが50%（国内平均以上）であれば、ドイツの60%（国内平均以下）より優れているとなる。会員の取り組み段階はそれぞれに異なる可能性があり、SR要求事項を達成するには異なるレベルの支援が必要である。支援は同じセクターの同業者、他のセクターの会員、RSPO事務局から得うる。内部の奨励策として「小突き」ツールの活用も考えうる。例えば、「自分の実績は同類と比較してどうか」、同類とは、同じ会員区分、同じ国、あるいは同じ市場セグメントかもしれない。

「私は他の会員に比べてどうか」。特定の賞、例えば、優秀者にRSPOアワードを授与する、実績優秀者を特定してRTで称賛する、RSPOプラットフォームで発表するといったことも考えられる。

#### 奨励策に関するSRTFプロセスからの主な意見（初年度の議論と策定用）

**100%を称える：**「100%会員」、つまり全会員区分を通じ100%（取引量と完全なSR報告）を達成したことが検証された会員は、公にその功績を称えられ／認定される。

SR実績に応じた／連動した明確に定められた会員特典を作るという方法もある。SRを通じてRSPOのビジョンへの貢献度が大きい会員には、上記の特典（RSPO組織のポジションの優先割り当て、入札プロセスの緩和、小規模自作農プロジェクト向け資金へのアクセスなど）を含むより多くの特典や優先アクセス権が与えられる。

会員区分の違いから、SRの実績が特定の奨励策の基準になる場合もある。例えば、銀行や投資家が銀行貸付利率を通じて優遇手段や仕組みを提供したり、債権者のACOP提出の動機付けを支援したりする。NGOは、SR実績の優れたサプライチェーンメンバーを奨励し、好意的に認知する。

初年度に奨励策や制裁の全要素を策定するための第一歩として、SRTFは、他のイニシアティブ及びそれらイニシアティブにおける同様の仕組みの利用をさらに調査することを推奨する（例として、他のISEALメンバー、持続可能なパーム油選択（SPOC）など）。

## 制裁

制裁の意図は、実績が平均を下回る会員が実績を改善できるよう奨励し、そのための支援を提供することです。

SRTFは、最初は制裁を使用せず、初年度はSR要求事項を検証し、不足部分や必要な支援と手引きを特定することで合意しました。これは特に、中小企業や小規模事業者にとって重要です。会員には、SRプロセスをさらに改良するため、実施初年度は要求事項の完全遵守の難しさを共有することが奨励されます。

しかし二年目には、SRに貢献していない会員には透明かつ厳格な責任を課することが重要となり、SRTFは、実施初年度にこのような透明かつ厳格な制裁システムを策定することを推奨します。

以下の囲み記事3は、SRTFのプロセスと利害関係者（会議、ワークショップ、意見聴取）から得られた主な意見の一部をまとめたものです。これらは決定事項ではなく、実施初年度に策定されるべき奨励策と刺激の仕組み全体像に対する意見として要約されたもので、制裁案の策定への会員の参加や意見聴取など、さらなる議論、修正、詳述を受け付けます。

### 囲み記事3：制裁に関する主な意見

#### 制裁に関するSRTFプロセスからの主な意見（初年度の議論と策定用）

制裁には、RSPO会員特典の制限、優先度の引き下げ、アクセス禁止などが含まれる。制裁は階層的停止により適用され、主に、作業部会、委員会、タスクフォースへの参加、あるいは議決権の制限のような特定の会員特典の制限となる。これは、実績の低い会員が一定期間全ての特典を失う完全な資格停止とは異なる。階層と定義された制裁は、それぞれのSRの実績によるものとする。

### 制裁に関するSRTFプロセスからの主な意見（初年度の議論と策定用）

これには罰金（不履行や実績不良の場合）や、三年目に導入されるべきCSPOとして売れなかった原料1トン当たりの賦課金が含まれる。

不遵守や特に取引量に関するACOP報告の不備、CSPO取引量に関する期限付き計画（TBP）の未達、三年目（CGMと小売業会員）／四年目（P&T会員）までに認証された持続可能なパーム油製品の100%利用未達など、致命的な点についてはより強力な制裁を実施すべきである。

制裁の重要な要素は、TBPの誓約の強制である。これは生産者に対しては既に厳格化しているが、それ以外の会員についてはまだ厳格化していない。これには、SR要求事項における特定の期限付き目標も含まれる。理事会が承認する決定にRSPO事務局が従うことができるよう、生産者のTBPに対し取られる措置に合致した、明確な行動を定義しなければならない。

**不遵守に対する罰則：**ACOPにおいて特に取引量に関して適切に報告を行わなかった場合、及び義務付けられた取引量目標を達成しなかった場合のための、明確な強制的罰則。具体的には、SRTFは以下を勧告する：

1. 一回のACOP報告の不提出または不備に対する非公開の公式警告書とエンゲージメント。ACOPの（再）提出に向けた野心的延長期限を課す。
2. ACOP（再）提出の延長期限を守らなかった場合、公開の警告とエンゲージメント。
3. 二年連続でACOP報告の不提出または不備があった場合、資格停止とエンゲージメント
4. 三年連続でACOP報告の不提出または不備があった場合、会員資格打ち切り。

RSPO事務局は、制裁プロセスを管理する。実績の低い会員に送付される全ての警告書は、エンゲージメントのためにNGO会員にも送付されます。

## 10. 全ての会員に共通する定義

共有責任と説明責任が機能するためには、会員が共通の言語を持ち、全ての文脈と当事者間で共通の定義を使用することが重要です。全体として、RSPOの主要文書により確立された定義に従います。

- **会社の共通定義：**子会社を含む現行のRSPOの定義を使用
- **人権擁護者：**SRについては、RSPOの人権擁護者の定義を参照
- **管理文書：**SRについては、RSPOの「管理文書」の定義を参照
- **製品外ラベル：**製品または製品包装に貼られているものではないRSPOラベル
- **小規模自作農の定義：**SRについては、RSPOの小規模自作農の定義が参照されます。
- **持続可能性の実績：**SR要求事項の完全かつ迅速な報告。

この他にも、主な用語について手引きが必要です。例えば、「全ての法的要求事項」と、それが各会員区分に対し持つ意味などです（セクション11「今後のステップ」を参照）。

11. 今後のステップ

今後のステップの概要

実施予定表については、付属文書2も参照してください。



## 手引きの策定

SRTFは今後のステップとして、中小の企業や団体に細心の注意を払い、セクターごとに実施手引きを策定することを推奨します。これは、ENGOにとってのSRの解釈、銀行にとってのSRの解釈など、参照用のFAQの形式とすることもできます。

## SR実施のレビュー

SRTFは、実施から一年が経過した時点で、特に以下の問題について評価するため、共有責任の実施に関するレビューを推奨します：

- データはどのように使用されているか
- データの使用によりインパクト達成の進捗状況をどこまで示すことができているか
- データの使用によりRSPOは集団として成し遂げてきたことのストーリーをどこまで作り出すことができているか
- 中小企業にとって負担増はあるか、あるとしたらどのようなものか
- SR要求事項の実施を支援するため、さらにどのような手引きと支援が必要か
- SR要求事項の実施は段階別アプローチに分割する必要があるか
- 特に取り入れ量はどの程度か、サプライチェーン全体を通じ、また、需要の伸びが鈍く牽引力が弱い場所はどこか
- ギャップ、挑戦課題に基づいて定義された奨励策と制裁、必要な追加支援、特に取引量の需要サイドの考慮

SRTFは、SR監督委員会（SROC）、すなわち全てのRSPO常任委員会委員長の責任と監督の下、実施とこのレビューが行われることを推奨します。SROCは、その他の適切なRSPOのグループ、例えばRSPO事務局、特定のタスクフォース、技術コンサルタントなどを任命し、必要に応じて特定の要素に関する作業を遂行させるかもしれません。

## 付属文書1 - 共有責任の要求事項の詳細 (全部)

セクション4「範囲」を参照してください。これらの要求事項は、P&Cと生産者と同様、パーム油関連の活動に適用されます。限られたパーム油事業のみを行う組織にとっては、これにより関連性と適用可能性が保証され、阻害要因とはなりません。SRTFは、最低限として、要求事項はパーム油関連活動に適用することで合意しました。SRTFは、最低限、パーム油関連活動に要求事項を適用することを了解しています。組織の全ての活動を包含したSR要求事項を満たすシステムを既に導入している場合は、当然認められます。会員の組織レベルでSR要求事項に対応するシステムが何もない場合、最低限、パーム油関連活動に関する何らかのシステムを導入する必要があります。

テーマ/ トピック	SR 要求事項	環境/社会 NGO	銀行と投資家	加工業者とトレーダー	CGM	小売業者	収集方法
情報と公開	組織管理文書と持続可能性報告書の透明性	持続可能性報告書、年次報告書などの管理文書の公開	持続可能性報告書、年次報告書などの管理文書の公開	持続可能性報告書、年次報告書などの管理文書の公開	持続可能性報告書、年次報告書などの管理文書の公開	持続可能性報告書、年次報告書などの管理文書の公開	最初の ACOP で提出するものを加盟申請に記載、更新時に ACOP で確認、その後 SCC 監査で検証
倫理的行動の誓約	採用と委託業者を含む倫理的行動方針	採用と委託業者を含む倫理的行動方針	採用と委託業者を含む倫理的行動方針	採用と委託業者を含む倫理的行動方針	採用と委託業者を含む倫理的行動方針	採用と委託業者を含む倫理的行動方針	最初の ACOP で提出するものを加盟申請に記載、更新時に ACOP で確認
法令遵守	組織は適用される全ての法律上の要求事項を遵守する	組織は適用される全ての法律上の要求事項を遵守する	組織は適用される全ての法律上の要求事項を遵守する	組織は適用される全ての法律上の要求事項を遵守する	組織は適用される全ての法律上の要求事項を遵守する	組織は適用される全ての法律上の要求事項を遵守する	最初の ACOP で提出するものを加盟申請に記載、更新時に ACOP で確認
外部委託業者の法令遵守	組織はパーム油サプライチェーンの全ての外部委託業者に法律上の要求事項を遵守するよう求める	組織はパーム油サプライチェーンの全ての外部委託業者に法律上の要求事項を遵守するよう求める	組織はパーム油サプライチェーンの全ての外部委託業者に法律上の要求事項を遵守するよう求める	組織はパーム油サプライチェーンの全ての外部委託業者に法律上の要求事項を遵守するよう求める	組織はパーム油サプライチェーンの全ての外部委託業者に法律上の要求事項を遵守するよう求める	組織はパーム油サプライチェーンの全ての外部委託業者に法律上の要求事項を遵守するよう求める	最初の ACOP で提出するものを加盟申請に記載、更新時に ACOP で確認
監視と継続的改善	組織は自らの持続可能性の実績を定期的に監視する	組織は自らの持続可能性の実績を定期的に監視する	組織は自らの持続可能性の実績を定期的に監視する	組織は自らの持続可能性の実績を定期的に監視する	組織は自らの持続可能性の実績を定期的に監視する	組織は自らの持続可能性の実績を定期的に監視する	ACOP その後 SCC 監査で検証

テーマ/ トピック	SR 要求事項	環境/社会 NGO	銀行と投資家	加工業者とト レーダー	CGM	小売業者	収集方法
共有責任 の報告	組織は協議により作成された ACOP テンプレートを使用した追加質問により、SR 指標について RSPO 事務局に報告する	組織は協議により作成された ACOP テンプレートを使用した追加質問により、SR 指標について RSPO 事務局に報告する	組織は協議により作成された ACOP テンプレートを使用した追加質問により、SR 指標について RSPO 事務局に報告する	組織は協議により作成された ACOP テンプレートを使用した追加質問により、SR 指標について RSPO 事務局に報告する	組織は協議により作成された ACOP テンプレートを使用した追加質問により、SR 指標について RSPO 事務局に報告する	組織は協議により作成された ACOP テンプレートを使用した追加質問により、SR 指標について RSPO 事務局に報告する	ACOP
主張とラ ベル	組織は <b>製品外</b> <sup>1</sup> RSPO 主張とラベルの使用を促進する	該当なし	組織は <b>製品外</b> <sup>1</sup> RSPO 主張とラベルの使用を支援する優遇奨励策を促進する	RSPO CSPO は、まず RSPO CSPO としての取引が推奨され、次善の策として該当する場合はその他の認証制度に基づく認証 PO として提供される。このような他の制度への格下げは継続的に削減する	RSPO CSPO 製品を含む製品には RSPO <b>製品外ラベル</b> <sup>1</sup> を配置する（注：同一製品上に他の追加的製品上ラベルまたは <b>製品外ラベル</b> <sup>1</sup> を追加してもよい）	RSPO CSPO 製品を含む製品には RSPO <b>製品外ラベル</b> <sup>1</sup> を配置する（注：同一製品上に他の追加的製品上ラベルまたは <b>製品外ラベル</b> <sup>1</sup> を追加してもよい）	ACOP・ PalmTrace
情報とア ウトリー チ活動	情報とアウトリーチ活動： - KPI によりエンゲージメントのターゲットとして推奨された非 RSPO 会員との関係づくりを行う - パーム油に対する否定的認識	RSPO CSPO を公に推奨したり、CSPO 対パーム油不使用に関する能力形成などにより、CSPO の取り入れ増加と CSPO の信頼性強化に建設的に貢献する	同業者や顧客との間で持続可能なパーム油の使用について明確で透明性の高いコミュニケーションを続ける	同業者や顧客との間で持続可能なパーム油の使用について明確で透明性の高いコミュニケーションを続ける	商品パッケージ上のコミュニケーションなどで、製品に持続可能なパーム油を使用することについて明確で透明性の高いコミュニケーションを続ける	商品パッケージ上のコミュニケーションなどで、製品に持続可能なパーム油を使用することについて明確で透明性の高いコミュニケーションを続ける	ACOP

<sup>1</sup> 文言にセクション10「定義」の定義を含む。



テーマ/ トピック	SR 要求事項	環境/社会 NGO	銀行と投資家	加工業者とト レーダー	CGM	小売業者	収集方法
	を変え、持続可能なパーム油の利点とパーム油代替品の効果の現実を伝えるためのコミュニケーションとエンゲージメント						
人権	組織にはサプライヤーや下請業者向け含め人権を尊重する方針がある	組織にはサプライヤーや下請業者向け含め人権を尊重する方針がある	組織にはサプライヤーや下請業者向け含め人権を尊重する方針がある	組織にはサプライヤーや下請業者向け含め人権を尊重する方針がある	組織にはサプライヤーや下請業者向け含め人権を尊重する方針がある	組織にはサプライヤーや下請業者向け含め人権を尊重する方針がある	最初の ACOP で提出するものを加盟申請に記載、更新時に ACOP で確認
異議苦情	非生産者の全会員は、RSPO の苦情申し立て制度に整合する形で、あるいはこれを参照して作成された苦情申し立て制度を公表してある。パーム油サプライチェーンに関して苦情が発生した場合、明確な行動計画を実施するか示す	非生産者の全会員は、RSPO の苦情申し立て制度に整合する形で、あるいはこれを参照して作成された苦情申し立て制度を公表してある。パーム油サプライチェーンに関して苦情が発生した場合、明確な行動計画を実施するか示す	非生産者の全会員は、RSPO の苦情申し立て制度に整合する形で、あるいはこれを参照して作成された苦情申し立て制度を公表してある。パーム油サプライチェーンに関して苦情が発生した場合、明確な行動計画を実施するか示す	非生産者の全会員は、RSPO の苦情申し立て制度に整合する形で、あるいは最低でもこれと同じ要素をカバーするよう作成された苦情申し立て制度を公表してある。パーム油サプライチェーンに関して苦情が発生した場合、明確な行動計画を実施するか明示する	非生産者の全会員は、RSPO の苦情申し立て制度に整合する形で、あるいは最低でもこれと同じ要素をカバーするよう作成された苦情申し立て制度を公表してある。パーム油サプライチェーンに関して苦情が発生した場合、明確な行動計画を実施するか明示する	非生産者の全会員は、RSPO の苦情申し立て制度に整合する形で、あるいは最低でもこれと同じ要素をカバーするよう作成された苦情申し立て制度を公表してある。パーム油サプライチェーンに関して苦情が発生した場合、明確な行動計画を実施するか明示する	ACOP
土地利用 と FPIC	組織には稼働するパーム油サプライチェーンに	必要なし	組織にはパーム油セクター向けのファイナンス	組織には稼働するパーム油サプライチェーンに	組織には稼働するパーム油サプライチェーンに	組織には稼働するパーム油サプライチェーンに	最初の ACOP で提出するものを加盟

テーマ/ トピック	SR 要求事項	環境/社会 NGO	銀行と投資家	加工業者とトレーダー	CGM	小売業者	収集方法
	において FPIC を尊重することを誓約する方針がある		において FPIC を尊重することを誓約する方針がある	において FPIC を尊重することを誓約する方針がある	において FPIC を尊重することを誓約する方針がある	において FPIC を尊重することを誓約する方針がある	申請に記載、更新時に ACOP で確認
土地利用：補償	稼働するパーム油サプライチェーンのために、法律上の権利、慣習上の権利または使用者の権利を特定する手続き、並びに補償を受ける権利のある人々を特定する手続きが整備されている	必要なし	法律上の権利、慣習上の権利または使用者の権利を特定する手続き、並びに補償を受ける権利のある人々を特定する手続きが整備されている	法律上の権利、慣習上の権利または使用者の権利を特定する手続き、並びに補償を受ける権利のある人々を特定する手続きが整備されている	法律上の権利、慣習上の権利または使用者の権利を特定する手続き、並びに補償を受ける権利のある人々を特定する手続きが整備されている	法律上の権利、慣習上の権利または使用者の権利を特定する手続き、並びに補償を受ける権利のある人々を特定する手続きが整備されている	最初の ACOP で提出するものを加盟申請に記載、更新時に ACOP で確認
SH による公正かつ透明性の高い取引	組織は小規模自作農が持続可能なサプライチェーンに入れる支援する。例：RSPO 小規模自作農支援基金、RSPO 小規模自作農アカデミーおよび奨学金制度、ISH グループによる ISH 規格実施の支援、法務/登記支援	組織は小規模自作農が持続可能なサプライチェーンに入れるよう支援する。例：RSPO 小規模自作農支援基金、RSPO 小規模自作農アカデミーおよび奨学金制度、ISH グループによる ISH 規格実施の支援、法務/登記支援	組織は小規模自作農が持続可能なサプライチェーンに入れるよう支援する。例：RSPO 小規模自作農支援基金、RSPO 小規模自作農アカデミーおよび奨学金制度、ISH グループによる ISH 規格実施の支援、法務/登記支援	組織は小規模自作農が持続可能なサプライチェーンに入れるよう支援する。例：RSPO 小規模自作農支援基金、RSPO 小規模自作農アカデミーおよび奨学金制度、ISH グループによる ISH 規格実施の支援、法務/登記支援	組織は小規模自作農が持続可能なサプライチェーンに入れるよう支援する。例：RSPO 小規模自作農支援基金、RSPO 小規模自作農アカデミーおよび奨学金制度、ISH グループによる ISH 規格実施の支援、法務/登記支援	組織は小規模自作農が持続可能なサプライチェーンに入れるよう支援する。例：RSPO 小規模自作農支援基金、RSPO 小規模自作農アカデミーおよび奨学金制度、ISH グループによる ISH 規格実施の支援、法務/登記支援	ACOP
SH の生計向上	組織は小規模自作農を持続可能なサプライチェーンに組み込む	組織は小規模自作農を持続可能なサプライチェーンに組み込む	組織は小規模自作農を顧客の持続可能なサプライチェーンに組	組織は小規模自作農を持続可能なサプライチェーンに組み込む	組織は小規模自作農を持続可能なサプライチェーンに組み込む	組織は小規模自作農を持続可能なサプライチェーンに組み込む	ACOP

テーマ/ トピック	SR 要求事項	環境/社会 NGO	銀行と投資家	加工業者とトレ ーダー	CGM	小売業者	収集方法
	ための活動につ いて報告する (上記を参照)	ための活動につ いて報告する (上記を参照)	み込むための活 動について報告 する(上記を参 照)	ための活動につ いて報告する (上記を参照)	ための活動につ いて報告する (上記を参照)	ための活動につ いて報告する (上記を参照)	
差別禁止	組織が公表する 労働者の権利に 関する方針に、 差別禁止と機会 均等の方針が含 まれる	組織が公表する 労働者の権利に 関する方針に、 差別禁止と機会 均等の方針が含 まれる	組織が公表する 労働者の権利に 関する方針に、 差別禁止と機会 均等の方針が含 まれる	組織が公表する 労働者の権利に 関する方針に、 差別禁止と機会 均等の方針が含 まれる	組織が公表する 労働者の権利に 関する方針に、 差別禁止と機会 均等の方針が含 まれる	組織が公表する 労働者の権利に 関する方針に、 差別禁止と機会 均等の方針が含 まれる	最初の ACOP で提 出するものを加盟 申請に記載、更新 時に ACOP で確 認、その後 SCC 監 査で検証
賃金と労 働条件	スタッフ、労働 者、契約労働者 の賃金と労働条 件が、常に法定 または業界の最 低基準以上、か つ生活賃金 (DLW) として 十分な水準であ る	組織の労働者の 権利に関する方 針が賃金と労働 条件をカバーし ている	組織の労働者の 権利に関する方 針が賃金と労働 条件をカバーし ている	組織の労働者の 権利に関する方 針が賃金と労働 条件をカバーし ている	組織の労働者の 権利に関する方 針が賃金と労働 条件をカバーし ている	組織の労働者の 権利に関する方 針が賃金と労働 条件をカバーし ている	最初の ACOP で提 出するものを加盟 申請に記載、更新 時に ACOP で確 認、その後 SCC 監 査で検証
結社の自 由	組織が公表する 労働者の権利に 関する方針に、 結社の自由およ び団体交渉が含 まれる	組織が公表する 労働者の権利に 関する方針に、 結社の自由およ び団体交渉が含 まれる	組織が公表する 労働者の権利に 関する方針に、 結社の自由およ び団体交渉が含 まれる	組織が公表する 労働者の権利に 関する方針に、 結社の自由およ び団体交渉が含 まれる	組織が公表する 労働者の権利に 関する方針に、 結社の自由およ び団体交渉が含 まれる	組織が公表する 労働者の権利に 関する方針に、 結社の自由およ び団体交渉が含 まれる	最初の ACOP で提 出するものを加盟 申請に記載、更新 時に ACOP で確 認、その後 SCC 監 査で検証
児童労働 の禁止	組織が公表する 労働者の権利に 関する方針に、 児童の保護およ びサプライヤー と外部委託業者 の是正が含まれ る	組織が公表する 労働者の権利に 関する方針に、 児童の保護およ びサプライヤー と外部委託業者 の是正が含まれ る	組織が公表する 労働者の権利に 関する方針に、 児童の保護およ びサプライヤー と外部委託業者 の是正が含まれ る	組織が公表する 労働者の権利に 関する方針に、 児童の保護およ びサプライヤー と外部委託業者 の是正が含まれ る	組織が公表する 労働者の権利に 関する方針に、 児童の保護およ びサプライヤー と外部委託業者 の是正が含まれ る	組織が公表する 労働者の権利に 関する方針に、 児童の保護およ びサプライヤー と外部委託業者 の是正が含まれ る	最初の ACOP で提 出するものを加盟 申請に記載、更新 時に ACOP で確 認、その後 SCC 監 査で検証

テーマ/ トピック	SR 要求事項	環境/社会 NGO	銀行と投資家	加工業者とト レーダー	CGM	小売業者	収集方法
ハラスメント禁止	組織が公表する労働者の権利に関する方針に、セクシャルハラスメントおよびその他あらゆる形のハラスメントを防止する方針が含まれる	組織が公表する労働者の権利に関する方針に、セクシャルハラスメントおよびその他あらゆる形のハラスメントを防止する方針が含まれる	組織が公表する労働者の権利に関する方針に、セクシャルハラスメントおよびその他あらゆる形のハラスメントを防止する方針が含まれる	組織が公表する労働者の権利に関する方針に、セクシャルハラスメントおよびその他あらゆる形のハラスメントを防止する方針が含まれる	組織が公表する労働者の権利に関する方針に、セクシャルハラスメントおよびその他あらゆる形のハラスメントを防止する方針が含まれる	組織が公表する労働者の権利に関する方針に、セクシャルハラスメントおよびその他あらゆる形のハラスメントを防止する方針が含まれる	最初の ACOP で提出するものを加盟申請に記載、更新時に ACOP で確認、その後 SCC 監査で検証
強制労働 または人身 売買労働の 禁止	組織が公表する労働者の権利に関する方針に、強制労働または人身売買労働の根絶に関する方針が含まれる	組織が公表する労働者の権利に関する方針に、強制労働または人身売買労働の根絶に関する方針が含まれる	組織が公表する労働者の権利に関する方針に、強制労働または人身売買労働の根絶に関する方針が含まれる	組織が公表する労働者の権利に関する方針に、強制労働または人身売買労働の根絶に関する方針が含まれる	組織が公表する労働者の権利に関する方針に、強制労働または人身売買労働の根絶に関する方針が含まれる	組織が公表する労働者の権利に関する方針に、強制労働または人身売買労働の根絶に関する方針が含まれる	最初の ACOP で提出するものを加盟申請に記載、更新時に ACOP で確認、その後 SCC 監査で検証
安全な労働環境	<b>全体：</b> 組織には労働安全衛生に関する方針および SOP がある  <b>SCC 認証：</b> 労働安全衛生の責任者が指定されている。責任者と労働者の間の定期的な会議の記録がある。これらの会議では健康、安全、福祉に関する全関係者の懸念が協議され、提起された問題が記録される	組織には労働安全衛生に関する方針および SOP がある	組織には労働安全衛生に関する方針および SOP がある	<b>全体：</b> 組織には労働安全衛生に関する方針および SOP がある  <b>SCC 監査における検証：</b> 労働安全衛生の責任者が指定されている。責任者と労働者の間の定期的な会議の記録がある。これらの会議では健康、安全、福祉に関する全関係者の懸念が協議され、提起され	<b>全体：</b> 組織には労働安全衛生に関する方針および SOP がある  <b>SCC 監査における検証：</b> 労働安全衛生の責任者が指定されている。責任者と労働者の間の定期的な会議の記録がある。これらの会議では健康、安全、福祉に関する全関係者の懸念が協議され、提起され	組織には労働安全衛生に関する方針および SOP がある	最初の ACOP で提出するものを加盟申請に記載、更新時に ACOP で確認、その後 SCC 監査で検証

テーマ/ トピック	SR 要求事項	環境/社会 NGO	銀行と投資家	加工業者とト レーダー	CGM	小売業者	収集方法
				た問題が記録される	た問題が記録される		
廃棄物管理	毒性と有害性に基づく廃棄物の削減、再生、再利用、処分を含む廃棄物管理計画が文書化され実施されている	毒性と有害性に基づく廃棄物の削減、再生、再利用、処分の趣意書が文書化されている	毒性と有害性に基づく廃棄物の削減、再生、再利用、処分の趣意書が文書化されている	毒性と有害性に基づく廃棄物の削減、再生、再利用、処分を含む廃棄物管理計画が文書化され実施されている	毒性と有害性に基づく廃棄物の削減、再生、再利用、処分を含む廃棄物管理計画が文書化され実施されている	毒性と有害性に基づく廃棄物の削減、再生、再利用、処分を含む廃棄物管理計画が文書化され実施されている	ACOP
水質と水量	水源のより効率的な利用と利用継続性を促進し、集水域における他の利用者への悪影響を避けるため、水管理計画が整備され実施されている	必要なし	必要なし	水源のより効率的な利用と利用継続性を促進し、集水域における他の利用者への悪影響を避けるため、水管理計画が整備され実施されている	水源のより効率的な利用と利用継続性を促進し、集水域における他の利用者への悪影響を避けるため、水管理計画が整備され実施されている	水源のより効率的な利用と利用継続性を促進し、集水域における他の利用者への悪影響を避けるため、水管理計画が整備され実施されている	ACOP
エネルギー利用	化石燃料の使用効率を改善し、再生可能エネルギーを最大限活用する計画が導入、監視、報告されている	必要なし	必要なし	化石燃料の使用効率を改善し、再生可能エネルギーを最大限活用する計画が導入、監視、報告されている	化石燃料の使用効率を改善し、再生可能エネルギーを最大限活用する計画が導入、監視、報告されている	化石燃料の使用効率を改善し、再生可能エネルギーを最大限活用する計画が導入、監視、報告されている	ACOP
気候変動と温室効果ガス	温室効果ガス排出に関する以下を含む方針がある：a) 温室効果ガスの特定と評価、b) それらを削減または最小化するための監視付き実施計画	温室効果ガス排出に関する以下を含む方針がある：a) 温室効果ガスの特定と評価、b) それらを削減または最小化するための監視付き実施計画	温室効果ガス排出に関する以下を含む方針がある：a) 温室効果ガスの特定と評価、b) それらを削減または最小化するための監視付き実施計画	温室効果ガス排出に関する以下を含む方針がある：a) 温室効果ガスの特定と評価、b) それらを削減または最小化するための監視付き実施計画	温室効果ガス排出に関する以下を含む方針がある：a) 温室効果ガスの特定と評価、b) それらを削減または最小化するための監視付き実施計画	温室効果ガス排出に関する以下を含む方針がある：a) 温室効果ガスの特定と評価、b) それらを削減または最小化するための監視付き実施計画	ACOP

テーマ/ トピック	SR 要求事項	環境/社会 NGO	銀行と投資家	加工業者とトレーダー	CGM	小売業者	収集方法
取引量	<p>全ての市場で需要を拡大するための持続可能なパーム油の積極的推進。全ての地域/市場に適合する RSPO 認証パーム油製品を拡大するための積極的な目標*を含む。2019年時点で会員である場合は SR 承認の一年後、それ以降に加盟した場合は加盟日の一年後から毎年進捗を更新。</p> <p>国内市場において入手可能な RSPO CSPO 量に合わせた RSPO 認証パーム油製品現物を拡大するための期限付き計画 (TBP) の実施。</p> <p>クレジットは承認される**。特に新しい市場で現物のサプライ</p>	必要なし	<p>認証を受けた組織、および/または認証や認証商品の購買のために漸進的な TBP を実施する組織に対する優遇利率/投資/融資</p>	<p>全ての市場で需要を拡大するための P&amp;T による持続可能なパーム油の積極的推進。全ての地域/市場に適合する RSPO 認証パーム油製品について、以下のように取り入れ率を高めるための積極的な目標を含む (初年度: ベースライン*+2%の取り入れ拡大、その後の各年については RSPO 事務局が開発し理事会が承認する年間予想モデルに基づき作成)。</p> <p>2019年時点で会員である場合は SR 承認の一年後、それ以降に加盟した場合は加盟日の一年後から毎年進捗を更新。</p> <p>国内市場において入手可能な RSPO 認証パー</p>	<p>全ての市場で需要を拡大するための CGM による持続可能なパーム油の積極的推進。全ての地域/市場に適合する RSPO 認証パーム油製品について、以下のように年ごとに取り入れ率を高めるための積極的な目標を含む (初年度: ベースライン*+15%の取り入れ率拡大、その後の各年については RSPO 事務局が開発する年間予想モデルに基づき作成される)。</p> <p>2019年時点で会員である場合は SR 承認の一年後、それ以降に加盟した場合は加盟日の一年後から毎年進捗を更新。</p> <p>国内市場において入手可能な RSPO 認証パー</p>	<p>全ての市場で需要を拡大するための小売業者による持続可能なパーム油の積極的推進。全ての地域/市場に適合する RSPO 認証パーム油製品について、以下のように年ごとに取り入れ率を高めるための積極的な目標を含む (初年度: ベースライン*+15%、その後の各年については RSPO 事務局が開発する年間予想モデルに基づき作成される)。</p> <p>2019年時点で会員である場合は SR 承認の一年後、それ以降に加盟した場合は加盟日の一年後から毎年進捗を更新。</p> <p>国内市場において入手可能な RSPO 認証パーム油製品に合わ</p>	<p>ACOP</p> <p>SCC 認証を受け SCC 監査で検証される場合は PalmTrace</p>

テーマ/ トピック	SR 要求事項	環境/社会 NGO	銀行と投資家	加工業者とト レーダー	CGM	小売業者	収集方法
	<p>チェーンが開発途上にある場合、または戦略的 RSPO ツール（ジュリスディクションアプローチなど）の一環として受け入れられる。小規模自作農のクレジットも引き続き容認される。</p> <p>* 目標数値は RSPO 事務局が開発し RSPO 理事会が承認する年次予測モデルに基づく。</p> <p>** RSPO 理事会は、共有責任の実施初年度にクレジットの継続的使用に関する意見表明書を作成することを誓約し、その後は必要に応じて初年度終了時の SR 見直しでこの点を改訂する。</p>			<p>ム油製品に合わせた RSPO 認証パーム油製品現物を拡大するための期限付き計画 (TBP) の実施。</p> <p>クレジットは、特に新しい市場で現物のサプライチェーンが開発途上にある場合、または戦略的 RSPO ツール（ジュリスディクションアプローチなど）の一環として容認される。小規模自作農のクレジットも引き続き容認される。</p> <p>* ベースラインは ACOP 2019 で報告された量</p> <p>** RSPO 理事会は、共有責任の実施初年度にクレジットの継続的使用に関する意見表明書を作成することを誓</p>	<p>ム油製品に合わせた RSPO 認証パーム油製品現物を拡大するための期限付き計画 (TBP) の実施。</p> <p>クレジットは、特に新しい市場で現物のサプライチェーンが開発途上にある場合、または戦略的 RSPO ツール（ジュリスディクションアプローチなど）の一環として容認される。小規模自作農のクレジットも引き続き容認される。</p> <p>* ベースラインは ACOP 2019 で報告された量</p> <p>** RSPO 理事会は、共有責任の実施初年度にクレジットの継続的使用に関する意見表明書を作成することを誓</p>	<p>せた RSPO 認証パーム油製品現物を拡大するための期限付き計画 (TBP) の実施。</p> <p>クレジットは、特に新しい市場で現物のサプライチェーンが開発途上にある場合、または戦略的 RSPO ツール（ジュリスディクションアプローチなど）および地域の一環として容認される。小規模自作農のクレジットも引き続き容認される。</p> <p>* ベースラインは ACOP 2019 で報告された量</p> <p>** RSPO 理事会は、共有責任の実施初年度にクレジットの継続的使用に関する意見表明書を作成することを誓</p>	

テーマ/ トピック	SR 要求事項	環境／社会 NGO	銀行と投資家	加工業者とトレー ダー	CGM	小売業者	収集方法
				約し、その後は必要に応じて初年度終了時のSR見直しでこの点を改訂する。	約し、その後は必要に応じて初年度終了時のSR見直しでこの点を改訂する。	約し、その後は必要に応じて初年度終了時のSR見直しでこの点を改訂する。	
持続可能なパーム油方針	RSPO 共有責任の実施に関連する方針が公表されている	RSPO のビジョンへの支持表明が公表されている	投資方針などの関連方針が公表されている	調達方針などの関連方針が公表されている	調達方針などの関連方針が公表されている	調達方針などの関連方針が公表されている	最初の ACOP で提出するものを加盟申請に記載、更新時に ACOP で確認、その後 SCC 監査で検証
サービス／支援	RSPO へのサービスと支援。例えば RSPO 作業部会とタスクフォースへの参加、ジュリスディクション／ランドスケープアプローチへの関与、認証を受けた独立小規模自作農 (ISH) への支援などを提供している	特に以下のサービスと支援を提供している： - RSPO 作業部会とタスクフォースへの参加、ジュリスディクション／ランドスケープアプローチへの関与、認証を受けた ISH への支援など、RSPO へのサービスと支援 - 持続可能性をテーマにした支援と研修 - 持続可能性話題の実施監視	RSPO へのサービスと支援。例えば RSPO 作業部会とタスクフォースへの参加、ジュリスディクション／ランドスケープアプローチへの関与、認証を受けた ISH への支援などを提供している	RSPO へのサービスと支援。例えば RSPO 作業部会とタスクフォースへの参加、ジュリスディクション／ランドスケープアプローチへの関与、認証を受けた ISH への支援などを提供している	RSPO へのサービスと支援。例えば RSPO 作業部会とタスクフォースへの参加、ジュリスディクション／ランドスケープアプローチへの関与、認証を受けた ISH への支援などを提供している	RSPO へのサービスと支援。例えば RSPO 作業部会とタスクフォースへの参加、ジュリスディクション／ランドスケープアプローチへの関与、認証を受けた ISH への支援などを提供している	ACOP
資金手当て	全会員が SR の効果的な実施を保証するために資金を拠出す	全会員が SR の効果的な実施を保証するために資金を拠出す	全会員が SR の効果的な実施を保証するために資金を拠出す	全会員が SR の効果的な実施を保証するために資金を拠出す	全会員が SR の効果的な実施を保証するために資金を拠出す	全会員が SR の効果的な実施を保証するために資金を拠出す	ACOP



テーマ/ トピック	SR 要求事項	環境/社会 NGO	銀行と投資家	加工業者とトレ ーダー	CGM	小売業者	収集方法
	る。資金の水準は、会員の協議と監督を条件として、SR 実施初年度に決定される	る。資金の水準は、会員の協議と監督を条件として、SR 実施初年度に決定される	る。資金の水準は、会員の協議と監督を条件として、SR 実施初年度に決定される	る。資金の水準は、会員の協議と監督を条件として、SR 実施初年度に決定される	る。資金の水準は、会員の協議と監督を条件として、SR 実施初年度に決定される	る。資金の水準は、会員の協議と監督を条件として、SR 実施初年度に決定される	

### 付属文書2 – 実施予定表

何を	誰が	期限
SR実施の全体的な監督 – ガバナンスの枠組み	OC（常任委員会委員長）	完了まで
監視・評価計画の確立	事務局	2020年第1四半期
RSPOクレジットの継続的使用に関する立場	理事会	2020年9月
加盟申請： - SR要求事項を含める - 既存会員による一回限りのSR要求事項の確認	事務局	2020年1月*
ACOP： - 付属文書1に従いSR要求事項を含める - データの検証に関する明確な手引きを作成する（誰が、何を、どのように行う／行わないか）	事務局	2020年ACOP* 報告 サイクル期間中
SCCS見直し： - SR要求事項サブセットを検証するためSCC監査を利用することの説明を含んだSCCシステム文書 - 策定されたSR要求事項の監査チェックリスト	SCCS見直しタスクフォース 事務局	2020年1月最終稿*
システムの連携と統合（会員、ACOP、PalmTrace）	事務局	2020年11月*
手引き開発	事務局	2020年3月*
奨励策と制裁の策定（一定期間の意見聴取実施を含む）	事務局	2020年11月
比較評価アプローチの開発、事務局の担当窓口の確立、SR要求事項を基準とした主要な報告枠組みの比較評価	事務局	2020年11月
資金手当て – 資金手当てと行動計画の詳細決定（一定期間の意見聴取実施を含む）	理事会	2020年11月
定義された奨励策と制裁に関するSR実施状況の見直し	OC	2020年11月

何を	誰が	期限
SR要求事項と手引きの修正	OC	2021年1月
SRの奨励策と制裁および資金手当て計画の実施	事務局	2021年1月
年次需給予測モデル	事務局	毎年10月まで
予測モデルに基づく量的目標の年次承認	理事会	毎年11月

付属文書3：会員の役割

正会員									賛助会員	サプライチェーン準会員
(i) パーム油サプライチェーンに直接携わっているか、その周辺で活動する組織 (ii) 銀行と投資家 (iii) 非政府組織（「NGO」）									正会員の各区分いずれにおいてもパーム油サプライチ	パーム油サプライチェーン上で事業活動を行っている
	アブラヤシ栽培農家	独立小規模自作農／グループ責任者	加工業者・トレーダー	CGM	銀行・投資家	小売業者	社会 NGO	環境 NGO	賛助会員	サプライチェーン準会員
<b>2017年3月RSPO会員規則による説明</b>	アブラヤシ農園を所有または管理する団体。 ・生産者：アブラヤシ栽培用に管理する土地面積が合計500ヘクタールを超えるアブラヤシ生産者 ・小規模生産者：アブラヤシ栽培用に管理する土地面積が合計50ヘクタール超500ヘクタール未満のアブラヤシ生産者	アブラヤシの合計作付面積が50ヘクタール未満のアブラヤシ生産者。小規模自作農はRSPO会員になるためにはグループを形成して管理者を任命しなければならない。	パーム油またはアブラヤシ製品の加工、製造、購入及び／又は販売従事する団体。このセクターには、最終製品製造業者又は再販業者に供給するための流通業者又は卸業者も含まれる。	さらなる再包装や加工を必要とせず、消費又は最終的な使用を意図して設計された物品の製造にアブラヤシ製品を使用する団体。	商業／リテール銀行業務と投資銀行業務を含む金融サービスを提供する、免許を持つ金融機関。	製造業者若しくは卸売業者から製品を購入するか、又は自社ブランド製品を製造し、その製品を消費者または最終利用者に直接販売する団体。	政府機関から独立し、社会正義、人権、労働者の権利、貧困緩和、社会開発などの分野に重点を置く非営利団体。	政府機関から独立し、環境保護と環境の健全性向上に関する目標を持つ非営利団体。	賛助会員は以下に分かれます。 (i) 個人 (ii) 組織 (iii) 組合	サプライチェーン準会員は以下に分かれます。 (i) 組織：パーム油サプライチェーンに関連し、第2.2.1 (ii)-(iv) 条の「正会員」に記載されるいずれかのセクターに関連する活動を行う法人
<b>RSPO ACPDダイジェスト2012におけるRSPOの使命に関する主たる機能</b>	*農園経営のあらゆる面におけるRSPOの原則と基準(P&C)の実施に向けた積極的なアプローチ *現在認証を受けている事業の査察監査と、建設中の搾油工場についての認証審査準備 *新規開発のための新規作付手順(NPP)の提出		*CSPOおよびその派生製品の調達、使用、納品の拡大 *分離型のパーム油に向けたステップとして、グリーンパームと物量収支型の促進	*RSPO認証パーム油を調達するよう顧客に働きかけ *分離型のパーム油調達方針の見直しを行い、 <b>サプライヤー向け責任調達の基本理念と規格を発行</b> *パッケージにRSPOの商標を貼付するよう顧客に奨励		*完全に追跡可能なCSPOを含む製品の量を拡大 *RSPO製品を促進する商標ライセンスの申請 *グリーンパーム及び物量収支型から完全分離型に供給元を変更 *2015年の目標に向けた進捗状況を監視し、サプライヤーに切替え奨励するための <b>四半期ごとのサプライヤー成績表</b> *持続可能なパーム油の製品上ラベリング				
<b>SRTFがSR関連カテゴリー用に決定した主たる機能(セクション5のベン図を参照)</b>	*RSPO認証を継続し認証率100%を目指す *スキーム型小規模自作農の100%が認証されるよう支援する *透明性、トレーサビリティ、その結果としての認証を目指す独立系小規模自作農のために努力する		*CSPOを購入・使用する *CSPOを使用する商標付き商品を宣伝する *投資を促進する *持続可能なパーム油方針を推進する *持続可能なパーム油について同業者を教育する *小規模自作農の包摂を支援する *持続可能なランドスケープ/ジュリスディクションに取り組む	*CSPOを購入・使用する *CSPOを使用する商標付き商品を宣伝する *投資を促進する *持続可能なパーム油方針を推進する *持続可能なパーム油について同業者を教育する *小規模自作農の包摂を支援する *持続可能なランドスケープ/ジュリスディクションに取り組む	*良い行動に対し奨励策とツールを提供する *持続可能なパーム油方針を推進する *規制当局や政府と共に働きかける *持続可能なパーム油について同業者を教育する	*CSPOを購入・使用する *CSPOを使用する商標付き商品を宣伝する *投資を促進する *持続可能なパーム油方針を推進する *持続可能なパーム油について同業者を教育する *小規模自作農の包摂を支援する *持続可能なランドスケープ/ジュリスディクションに取り組む	*分析と調査 *効果的な支援と研修について助言する *実施状況を監視する *消費者の意識を高める *小規模自作農の包摂を支援する *政府に働きかける *ジュリスディクションに取り組む *直接影響を受けるコミュニティと共に活動する *持続可能なパーム油について同業者を教育する	*分析と調査 *効果的な支援と研修について助言する *実施状況を監視する *消費者の意識を高める *小規模自作農の包摂を支援する *政府に働きかける *ジュリスディクションに取り組む *直接影響を受けるコミュニティと共に活動する *持続可能なパーム油について同業者を教育する		